

上板橋駅北口周辺地区まちづくり協議会傍聴規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)規約第8条第5項の規定に基づき、協議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 協議会の傍聴を希望する者は、上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会会長(以下「会長」という。)に対して、協議会開始時刻前までに書面(別記様式1)により傍聴を申込み、傍聴の許可を得るものとする。

- 2 傍聴の許可は、傍聴券(別記様式2)の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、協議会の会場に入室することができない。
- 3 会長は、協議会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。
- 5 傍聴券の交付に係る事務は、板橋区まちづくり推進室鉄道立体化推進課が所管する。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第3条 会長は、協議会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話及びパソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他協議会の支障となる行為をしてはならない。

- 2 傍聴者は、協議会会場においては、会長及び協議会の事務局を担当する板橋区まちづくり推進室鉄道立体化推進課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退出の命令等)

第5条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様の扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第6条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 会長が協議会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び協議会会場に入ることはできない。

(委 任)

第7条 協議会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、協議会での承認日から施行する。

(様式1)

上板橋駅北口周辺地区まちづくり協議会傍聴申込書

令和 年 月 日

上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会傍聴規程第2条の規定に基づき、上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会の傍聴を申し込みます。

なお、傍聴に際しましては、同傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

整理番号 _____

----- (き り と り 線) -----

(様式2)

整理番号 _____

傍 聴 券

令和 年 月 日

傍聴者氏名 _____様

上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会傍聴規程第2条の規定に基づき、第 回上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会の傍聴券を交付します。

上板橋駅北口周辺地区まちづくり協議会事務局

※ 注意事項

- ・協議会の会議開始前までに、傍聴席に着席してください。
- ・傍聴券の提示がない場合、協議会の傍聴はできません。
- ・傍聴券の再発行は行いません。
- ・裏面の上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会傍聴規程（抜粋）を遵守してください。
- ・お帰りになる際は、本券を事務局職員まで返却してください。

傍 聴 券 (裏 面)

上板橋駅北口駅周辺地区まちづくり協議会傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第4条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話及びパソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他協議会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、協議会会場においては、会長及び協議会の事務局を担当する板橋区まちづくり推進室鉄道立体化推進課の職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否及び退出の命令等）

第5条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様の扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

（傍聴者の退室）

第6条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 会長が協議会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び協議会会場に入ることはできない。